八社字深山谷四二四の二、四二五、字宇通谷六三八の二、六三九の二、六三九の三、六四一の二、六四六の二、六四六の三、六四七、六四八の二、字小瀧奥八七七の二、新見市哲多町田淵字荒戸山九一五の一、九一六の一、字池成一一八〇の二、一一八二の二、一一八三の二、一一八四の二、一一九六の第二、一一九七の第二、一一九八の第二、一二〇〇の二、字高ノス一三七六の二、一三七八の二、一三七九の二、字岩嘉二一七四の二、二一七五の二、二一七六の二、二一七九の二、二一八七の二、二一八九の二、二一九〇の二、二一九一、二一九二、神郷油野字中タタラヒナ三九八〇の二から三九八〇の四まで、字山根田ノ上四三四七、字愛宕山四三二二の三、字カリヤカ谷西平四三二三、字酢梅ケ谷四三三〇の三、字大重二四九八の二、二四九八の四、三四二五の二、三五九九、字家ノ上三四六五の二、三四六八の二、字狸岩三五七七の二、三五六八の二、三五六九の三、字寺ゲ平ル三九七五の二、三九七五の六、苫田郡鏡野町富東谷字梨子の木原八九九の三、八九九の四、字出合九四二の二

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市油木北字大平一二四の一、一二七の一、一二七の三、字殿田一二五の一、一二五の三から一二五の六まで、字山崎二五六の一、二五六の三から二五六の五まで、字奥二五九、二六一の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町行重字大道一〇〇九の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町知和字小原一四、二七の一、二七の二、二八の一、二八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小原二七の二・二八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　浦小松川1

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県宇土市長浜町

字浦　八五四番二　一号

九二一番二　二号

九三四番　三号

九五〇番　四号

字鍋倉　一三七六番四　五号

一三七三番　六号

一三七八番三　七号

字浦　八九七番　八号

八六四番二　九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　湯舟川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百六十二号で指定した土地の区域を除く。）

熊本県菊池市旭志麓字岳河原

二九三五番三五　一号

二九三五番三七　二号から四号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　気子川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県水俣市中鶴

字屋敷添　三八〇番三　一号

三八八番一　二号

三九三番三　三号

四〇〇番二　四号

四一三番一　五号及び六号

四二三番二　七号及び八号

四七八番二　九号及び十号

四七八番五四　十一号及び十二号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　陣尾川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県葦北郡津奈木町大字岩城

字塩迫　二四〇八番　一号

二四三五番一　二号及び三号

二四三三番二地先水路敷　四号から六号まで

二四三二番二　七号